

防衛省告示第二百八十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第五百号）第十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十四日

防衛大臣 一川 保夫

一 飛行場の名称及び所在地

名称 大村飛行場

所在地 長崎県大村市今津町

二 飛行場の位置及び範囲

標点位置 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百二十九度五十六分三秒（標高五・七メートル）
範囲 別図Aのうち、点線で囲まれた区域

三 着陸帯

別図Bのうち、イロハニの四点を結ぶ直線で囲まれた区域（長さ千三百二十メートル、幅九十メートル）

四 進入区域

別図Bのうち、ワカロイ、ニハヨタの各四点を結ぶ直線で囲まれた台形の区域

五 進入表面

別図Bのうち、イロ、ニハの各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平面に対して上方へ三十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面がそれぞれ進入区域と一致するもの

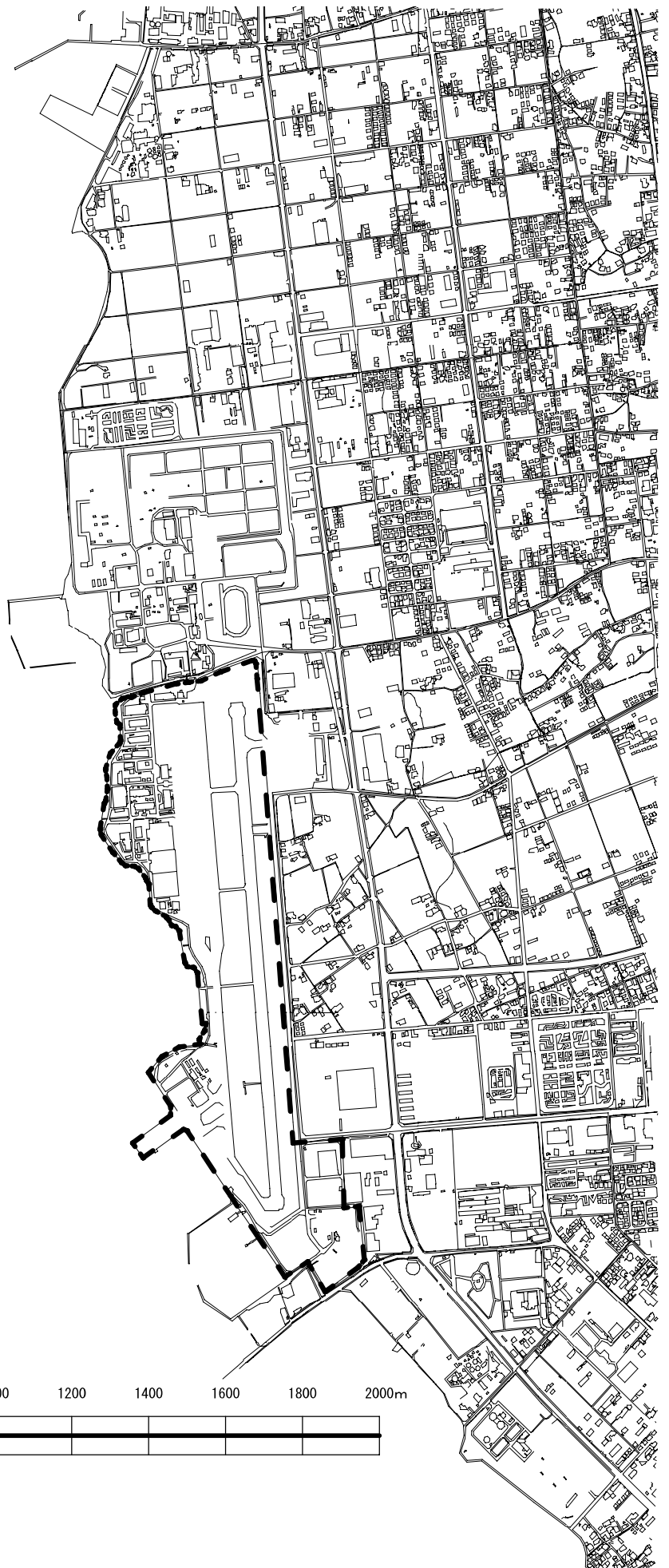
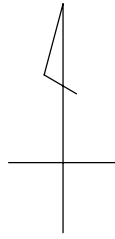
六 転移表面

別図 B のうち、イ二、ロ八の各辺にそれぞれ接続し、かつ、水平面に対して七分の一の勾配を有する平面で水平表面との交線に至るまでのものであつて、その投影面がそれぞれホイニチ、ロヘト八の各四点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの及び当該平面の辺のうちホイ、ロへ、ハト、チニの各辺とこれらにそれぞれ接する進入表面の斜辺とを含む各平面で水平表面及びその延長面との交線に至るまでのものであつて、その投影面がリイホ、ヌヘロ、ハトル、チニヲの各三点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの

七 水平表面

別図 B のうち、円周レで囲まれた部分（半径千五百メートル）

大村飛行場 別図 A



0m 200 400 600 800 1000 1200 1400 1600 1800 2000m



大村飛行場 別図B

